

# 信教の自由・教育の自由を求めて

現代に生きる私たちは日本国憲法によって「**信教の自由**」「**学問の自由**」などが保障されています。このことは人間の尊厳を考える上でも、重要なテーマの1つです。しかし、敗戦※1前の大日本帝国憲法、教育勅語のもとにあっては、政府が「**信教の自由**」「**教育の自由**」に干渉し、制限する法令も出されました。ここでは1899(明治32)年に発布された「**文部省訓令第12号**(以下「**訓令12号**」と略す)」を糸口に考えてみましょう。

1612(慶長17)年と1613(慶長18)年に江戸幕府はキリスト教信仰や布教を禁止する「**禁教令**」を出します。1711(宝永8、正徳元)年になると「**切支丹禁制の高札**」が立てられ、キリスト教宣教師や信徒を江戸幕府が取り締まるために密告者へ賞金を与えることなどが書かれました。明治維新後も新政府は禁教を続けましたが、諸外国から非難されたため、1873(明治6)年に「**切支丹禁制の高札**」が撤去され、欧化主義の中でキリスト教学校が各地に創られました。しかし、1889(明治22)年に大日本帝国憲法の発布、翌年教育勅語が発布されると、個人より国家を尊重する国家主義が急速に台頭しました。

そのような中で、1891(明治24)年に天皇署名の教育勅語に最敬礼せず辞職に追い込まれた「**内村鑑三**※2不敬事件」が起こり、これ以降キリスト教界に対する批判も激しくなります。1899(明治32)年、条約改正が施行され、外国人の居住や旅行、営業の自由が認められました。しかし、国家を尊重する国家主義のもと、教育勅語を教育の基本としていた文部省は外国人やキリスト教宣教師が日本中のいたる所に出入りし、教育の現場などで欧米の思想やキリスト教思想が広まることに不安を抱き、キリスト教学校※3への制限を行いました。それが「**文部省訓令第12号**」です。

この訓令12号に従わない場合は上級学校進学資格と徴兵猶予などの特典を失い、訓令に従うならば宗教教育や宗教行事を行うことができず存立の精神を失うという危機に直面したのです。キリスト教学校にとって訓令12号はその存在をかけた「**踏み絵**」ともいうべきものでした。

井深梶之助は、本多庸一青山学院長、インブリー、グリーンらの宣教師と共に、信教の自由を掲げて、粘り強く政府要人・文部省と交渉し、上級学校進学資格と徴兵猶予の特典を回復させました。この措置は全国のキリスト教学校にも適用され、訓令12号は実質的意義を失うことになったのです。

※1 アジア太平洋戦争を指す  
 ※2 内村鑑三・・・日本のキリスト教思想家・文学者・伝道者・聖書学者  
 ※3 キリスト教学校だけでなく、宗教学校は制限を受けた

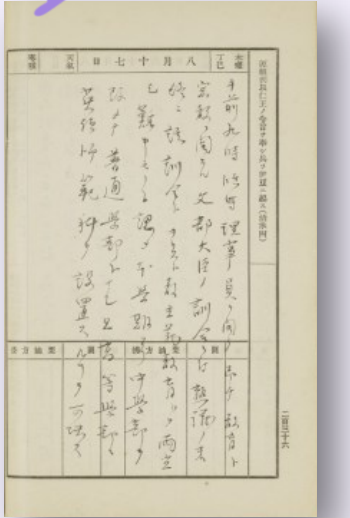
## アクティブラーニング

- ◆文部省が出す指示・命令を「**文部省訓令**」と言いますが、当時、なぜ「**文部省訓令第12号**」が出されたのでしょうか？これに各学校はどのように対応したのでしょうか、各自で調べ、それをグループで話しあい、発表してみましょう。
- ◆「**文部省訓令第12号**」は、キリスト教などの理念を持つ宗教学校になぜ脅威となったのでしょうか。グループで話し合い、意見を出し合いましょう。

## アクティブラーニングのための参考資料

- ・榎松かほる、辻直人他『戦時下のキリスト教主義学校』
- ・キリスト教学校教育同盟百年史編纂委員会『キリスト教学校教育同盟百年史』、『キリスト教学校教育同盟百年史資料編』
- ・学校法人明治学院『明治学院百年史』
- ・学校法人明治学院『明治学院百五十年史』
- ・学校法人明治学院『井深梶之助とその時代 第二巻』
- ・明治学院歴史資料館『明治学院百年史資料集2第』

POINT  
 1899(明治32)年8月17日  
 井深梶之助日記



明治学院歴史資料館所蔵

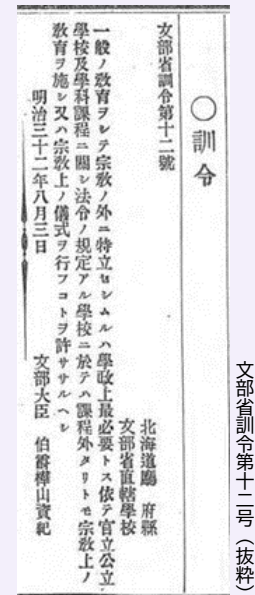
「午前九時、臨時理事員(会)ヲ開ク。即チ、教育ト宗教ニ関スル文部大臣ノ訓令ニ付熟議ノ末、終ニ該訓令トキリスト教主義教育トハ両立シ難キモノト認メ、本學期ヨリ中學校ヲ改メテ普通學部トナシ、且高等學部ニ一英語師範科ヲ設置スルコトヲ可決ス。」  
 (井深梶之助日記明治三十二年八月十七日)

「午前九時、臨時理事員(会)を開いた。この場で、教育と宗教に関する文部大臣から発令された文部省訓令第12号について深く議論した結果、最後に「この訓令第12号とキリスト教主義教育とは両立することはできない」と判断し、本學期より中學校を改めて普通學部とし、かつ高等學部に英語師範科を設置することを可決した。」  
 (井深梶之助日記明治三十二年八月十七日)

8月16日、キリスト教六学校の代表者は「訓令第12号」の憲法違反を指摘し、キリスト教教育を守るための共同声明を決議して決定した。翌17日、明治学院では臨時の会議を開き、前日の共同声明に従い、文部省認可の尋常中學校をなくして各種學校となり、キリスト教教育を守り、普通學部にすることを決定した。

8月17日の日記にも、そのことが書かれているのがわかる。その後、井深やインブリーらの交渉により明治学院普通學部は各種學校の主要文部省認可校と同等の特権である徴兵猶予や上級學校進学資格なども次々に回復し、ついに1904(明治37)年、高等學校無試験入學校定校資格の回復をもつて中學校令に準じ認可中學校と同等の資格を全て回復した。

POINT  
 「文部省訓令第12号」を読んでみる



○訓令  
 文部省訓令第12号  
 北海通府 府縣  
 文部省直轄學校  
 一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ學政上最必要トス依テ官立公立學校及學科課程ニ關シ法令ヲ規定アル學校ニ於テハ課程外アリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ  
 明治三十二年八月三日  
 文部大臣 伯耆權山實紀

POINT  
 一般の教育を宗教の外に置くことは学務教育行政上、最も必要なことである。よって官立・公立学校および学科課程に関し法令の規定のある私立学校(小学校・中学校・高等女学校)においては、学科課程外においては宗教上の教育を行ったり、宗教上の儀式を行ったりすることを許さないことである。

POINT  
 切支丹禁制の高札



明治学院歴史資料館所蔵

1612(慶長17)年、1613(慶長18)年に江戸幕府はキリスト教信仰や布教を禁止する「**禁教令**」を出す。1711(宝永8、正徳元)年になると「**切支丹禁制の高札**」が立てられ、キリスト教宣教師や信徒を江戸幕府が取り締まるために密告者へ賞金を与えることなどが書かれた。

- 一定 切支丹宗門之義八是迄御制禁之通りかたく相守へき事
- 一 邪宗門之儀八固禁止之事
- 明治二年十月太政官
- 一定 キリスト教はこれまでも禁令あり、これからもそう守るべきである
- 一 キリスト教のような邪教は固く禁教とする
- 明治二年十月太政官